

肝炎対策事業における後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて

令和 4 年 11 月 30 日
広島県健康福祉局薬務課

1 概要

後期高齢者医療制度について、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、2 割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後 3 年間、高額療養費の枠組みを利用して、1 か月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置（以下単に「配慮措置」という。）を導入することとされた。

このことについて、肝炎対策事業における取扱いは次のとおりとした。

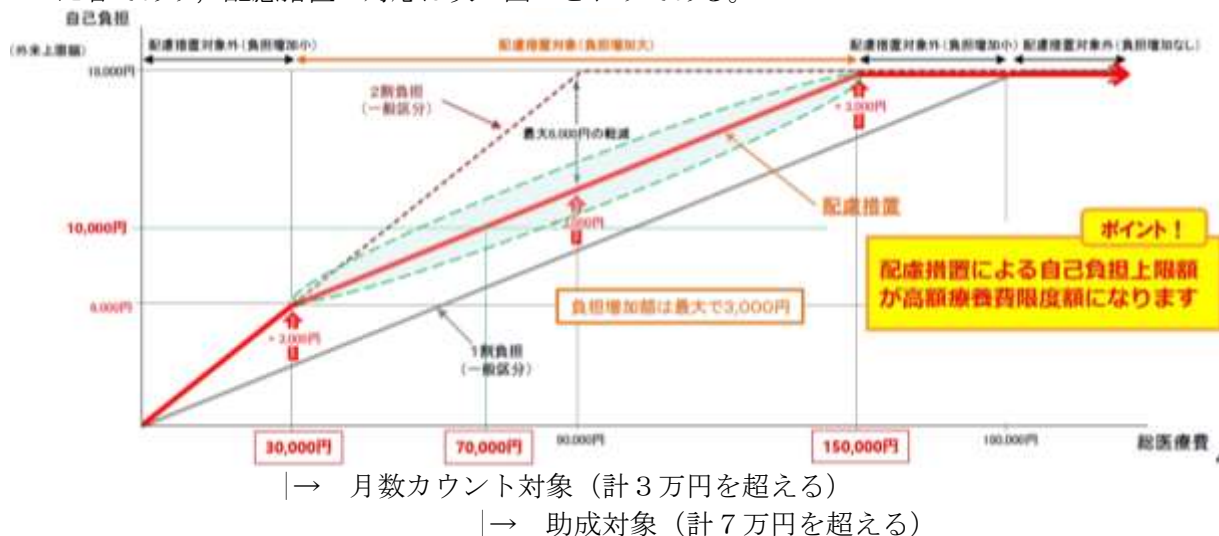
2 肝炎治療特別促進事業における配慮措置の取扱いについて

肝炎治療特別促進事業の公費負担医療等については、制度内で既に別の上限等が設けられており、同一の医療機関の受診であっても、配慮措置の対象とはならないため、取扱いに変更ない。

3 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における配慮措置の取扱いについて

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における肝がん外来関係医療は保険単独医療のため、配慮措置の対象となる。（肝がん入院関係医療は配慮措置の対象にならない。）

配慮措置の対象者は、75 歳以上の後期高齢者医療保険者証の一部負担割合が 1 割から 2 割になった者であり、配慮措置の対応は次の図のとおりである。



4 影響の範囲

- 肝炎治療特別促進事業 影響なし
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

令和 4 年 11 月 15 日時点で有効な参加者証交付者の 49 名のうち、令和 4 年 10 月 1 日より、医療費の窓口負担割合が 2 割負担へと変更になる可能性のある所得区分Ⅲ（一般）の者は 13 名である。

医療費の窓口負担割合の変更に伴う参加者証の書き換えは行わないが、指定医療機関や保険薬局に対して、配慮措置対象者の医療記録票に「※配慮措置あり」と記載することを依頼した。

肝がん外来関係医療の助成対象医療は、分子標的薬や肝動注化学療法及びそれらの治療に対する副作用であるため、自己負担額は従来どおり外来上限額に達する者が多いと考えられる。

以上のことから、本改正の影響を受ける者は少ないものと推察される。